

神奈川県感染症予防計画	
根拠法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）
目的	感染症の発生予防及びまん延防止により公衆衛生の向上及び増進
対象	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症
内容	感染症の 予防 及び感染症の患者に対する 医療 に関し必要な措置を規定

神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）	
国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化	
新型インフルエンザ等感染症、指定感染症*1、新感染症*2	
*1 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの *2 全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの	
(※一類～五類感染症は対象外)	
迅速な初動対応のための体制や、 経済社会 全体にわたる総合的な 対策 を統一的に講じるために必要な措置を規定	